



# 虹

2023年11月13日（月）

横浜市立並木中学校

進路通信 第6号

発行者：

## 【奨学金・学費支援制度の案内がきています。】

### ①「神奈川県 高等学校奨学金の予約採用のお知らせ」

※申し込みを希望される方は、

「令和6年度神奈川県高等学校奨学生予約採用募集案内」、  
「奨学生予約採用申込書」、  
「奨学生予約採用申込書（記入例）」

をお渡ししますので並木中学校（783-5805） までお問い合わせください。

※申込書類の提出につきましては、「神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ  
☎045-210-8251（直通）」に直接送付していただくことになります。  
（詳しくは、お配りする「令和6年度神奈川県高等学校奨学生予約採用募集案内」で  
ご確認ください。）

### ②「短期臨時奨学金のご案内」

※高等学校入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を、前倒しして貸付けを  
うけることができる制度です。短期臨時奨学金に申し込むためには、①の高等学校奨  
学金予約採用奨学生として採用されている必要があります。

### ③「高等学校等進学後の学費支援制度のご案内」

※神奈川県の各種学費支援制度のご案内です。

「高等学校等就学支援金」・・・公立高等学校の授業料の支援制度

「高校生等奨学給付金」・・・公立高等学校の授業料以外の支援制度

「就学支援金」「学費補助金」「奨学給付金」・・・神奈川県内私立高等学校等の支援制度

次ページより各案内のプリントを載せてあります。

詳細については、 並木中学校（783-5805） までお問い合わせください。




KANAGAWA

# 神奈川県高等学校奨学金 予約採用のお知らせ

神奈川県教育委員会では、学業等に意欲があつて学資の援助を必要とする高等学校等※の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けています。（要返還）

予約採用は、中学3年生在学中に、高等学校等入学後に採用決定する奨学生の選考を、あらかじめ行うものです。

※ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程

1 応募要件	<p>次のア・イのいずれにも該当する方</p> <p>ア 神奈川県内に住所を有し、神奈川県内の高等学校等に進学を予定している方、又は、保護者が神奈川県内に住所を有し、高等学校等に進学を予定している方。</p> <p>イ 保護者（同一生計の父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている方）の令和5年度都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、507,000円未満であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 奨学金の貸付けを受けるためには、連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が原則2人（うち、1名は親権者又は法定代理人）必要になります。</li> <li>◆ 貸付決定後に、印鑑登録証明書とともに借用証書を提出していただきます。</li> </ul>																				
2 貸付月額	<p>学校区分により申込みができる月額が異なります。（いずれかの額を選択）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>学校区分</th> <th colspan="5">基本月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1年生 〔新入生に限る〕</td> <td>国公立</td> <td>10,000</td> <td>20,000</td> <td>30,000</td> <td colspan="2" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>10,000</td> <td>20,000</td> <td>30,000</td> <td>40,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2年次進級以降は上限額が10,000円下がりますが、申請（要件あり）により10,000円を加算し、新入生のときと同額の貸付けを受けることができます。</p>	学年	学校区分	基本月額（円）					1年生 〔新入生に限る〕	国公立	10,000	20,000	30,000			私立	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000
学年	学校区分	基本月額（円）																			
1年生 〔新入生に限る〕	国公立	10,000	20,000	30,000																	
	私立	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000															
3 貸付期間	令和6年4月から令和7年3月までの1年間（毎年度申込みが必要です。）																				
4 貸付方法	高等学校等入学後の奨学金手続きをされた後、申出のあった金融機関口座へ振り込みます。（4～9月分/5月下旬、10～12月分/10月下旬、1～3月分/1月下旬）																				
5 申込期間	令和5年11月1日から令和6年1月15日まで（必着）																				
6 提出書類	<p>① 奨学生予約採用申込書</p> <p>② 世帯全員の住民票</p> <p>③ 保護者の令和5年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ お申込みを希望される方は、「令和6年度神奈川県高等学校奨学金奨学生予約採用募集案内」により詳細についてご確認ください。</li> <li>◆ 申込書・募集案内は中学校から受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。</li> </ul> <div style="text-align: right;">   <small>奨学金HP</small> </div>																				
7 提出先	<p>神奈川県教育委員会（裏面の提出先へ郵送してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 選考結果は、申込書を受け付けてから概ね1か月後に通知します。</li> </ul>																				

予約採用の奨学生として採用された場合、入学前の3月末に奨学金の一部に相当する額（120,000円）を前倒して貸付けを受けることができる短期臨時奨学金に申し込むことができます。詳しくは、裏面「短期臨時奨学金のご案内」をご覧ください。

このお知らせは、令和5年度の制度を基に作成しています。令和6年度の制度内容については、変更になる可能性がありますので、入学後の手続きの際には、最新の募集案内により再度確認してください。



## 短期臨時奨学金のご案内

短期臨時奨学金は、高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒して貸付けを受けることができる制度です。

短期臨時奨学金に申し込むためには、高等学校奨学金予約採用奨学生として採用されている必要があります。申込方法等の詳細は予約採用決定後にお知らせします。

### 1 短期臨時奨学金の概要

ア 貸付額	120,000円
イ 貸付時期	令和6年3月末
ウ 対象となる方	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方
エ 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 願書</li> <li>・ 奨学金借用証書・誓約書</li> <li>・ 連帯保証人2名それぞれの印鑑登録証明書</li> <li>・ 高等学校等の合格を証する書類</li> <li>・ 奨学金振込口座申出書</li> </ul>
オ 返還方法	入学後に申込む高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還 ※ 高等学校奨学金の申込みをしない場合は、令和6年5月末までに一括して返還していただきます。

### 2 短期臨時奨学金の貸付けと返還の流れ

3月上旬	短期臨時奨学金の申込み	短期臨時奨学金を3月末に借りた場合の高校1年生時の指定口座振込額  月額20,000円で申込んだ場合の例 ・ 第1回振込(5月下旬) $20,000円 \times 6か月分 = 120,000円$ △短期臨時奨学金前貸し分 120,000円 (差引)指定口座振込額 0円 ・ 第2回振込(10月下旬) $20,000円 \times 3か月分 = 60,000円$ 指定口座振込額 60,000円 ・ 第3回振込(1月下旬) $20,000円 \times 3か月分 = 60,000円$ 指定口座振込額 60,000円
3月末	指定口座に120,000円の振込み	
高等学校等入学後	高等学校奨学金の申込み	
5月下旬	6か月分(4～9月分)の奨学金の振込み(1回目) ※ 短期臨時奨学金と相殺された後の金額が振り込まれます。  これで、短期臨時奨学金の返還は完了です(注)。	短期臨時奨学金を合わせて240,000円振込

(注) 貸付月額が10,000円の場合は、1年分の奨学金すべてと相殺することとなり、高校1年生のときの振込みはありません。

#### 提出先・問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251 (直通)

#### ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>



神奈川県では、高校生等の就学を支援するために次のような各種制度を実施しております。これらの制度をご利用いただいた上で、さらに学資に不足が生じる場合は高等学校奨学金の貸付けについてご検討ください。

高等学校奨学金は無利息ですが、原則として卒業後に返還が必要となりますので、過度の借入れとならないよう、生徒本人と保護者がよく話し合った上でお申込みください。

## <高等学校等進学後の学費支援制度のご案内>

### 1 授業料の支援制度（公立）

神奈川県内の公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含みます。）に入学する方は原則として授業料を納付していただきますが、一定の要件を満たす場合は、申請により、授業料の負担がなくなる「高等学校等就学支援金」制度があります。

詳細については、合格発表時に入学する高等学校等からご案内します。

<支給要件（令和5年度）>

- 保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円（年収約910万円）未満の世帯の方

【算定式】市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額

※ ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算します。

- 生活保護を受けている世帯の方



<問合せ先>

公立学校就学支援金HP

神奈川県教育委員会 財務課 財務指導グループ（電話 045-210-8113）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f7102/>

### 2 授業料以外の支援制度（公立）

親権者（保護者）が神奈川県内に在住し、一定の要件を満たす場合は、申請により返還不要の「高校生等奨学給付金」を受けることができ、授業料以外の教育費に充てていただくことができます。

詳細については、高等学校等進学後に各学校からご案内します。

<支給要件（令和5年度）>

- 保護者（親権者。父母がいる場合は双方）の申請年度の「都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がいずれも非課税」の世帯の方

※ 家計急変により非課税相当となった世帯の方を含む

- 生活保護を受けている世帯で、生業扶助を受けている方



<問合せ先>

公立学校奨学給付金HP

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ（電話 045-210-8251）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

### 3 県内私立高等学校等の学費支援制度

県内の私立高等学校等へ進学される場合も支援制度（就学支援金、学費補助金、奨学給付金）があり、公立とは支給要件や支援の額が異なります。

詳細については、学費支援リーフレットをご覧ください。



<問合せ先>

私立学校学費支援HP

神奈川県福祉子どもみらい局 私学振興課 助成グループ（電話 045-210-3793）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>